

業 務 仕 様 書

1 業務名

尾道市ナイトタイムエコノミー創出事業に係る業務委託

2 委託者

尾道市

3 目的と概要

本市は、夜間や閑散期となる冬季の観光コンテンツが少ないことにより、滞在時間が短く、観光消費額は広島県の平均を下回っているという課題がある。

本業務では、古くから本市の夜の賑わいを支えてきた新開地区を含む尾道市街地東エリアの活性化により、夜の観光需要を喚起するとともに滞在時間の延長を促し、宿泊型観光への転換・観光消費額の増加を図ることを目的とする。

また、事業終了後も地区の賑わいが持続するような仕組みづくりについても取り組むこととする。

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 履行場所

尾道市久保 1 丁目、2 丁目（周辺地域を含めてもよい）

6 業務の実施体制

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7 業務の範囲

- (1) 現状調査・事業計画の作成
- (2) 地域の賑わい創出の取り組み
- (3) 受け入れ態勢の構築
- (4) 情報発信・プロモーション
- (5) その他

8 業務内容

下記業務の項目ごとに委託者が求める要件を定める。業務の詳細については、受託者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

(1) 現状調査・事業計画の作成

ア 現状について、デスクトップ調査、聞き取り等を行い、地域の課題の分析を行うこと。

イ 既存店舗や地域資源の魅力、関心等を調査・分析すること。

ウ 調査にあたっては、既存店舗、地域団体、住民、まちづくりや観光の専門家などと連携すること。

エ 既存店舗へのアンケート、ヒアリング等により、営業実態（営業時間・言語対応・決済方法等）を把握すること。

オ 調査を踏まえて、本事業のK P Iを設定し、その達成に向けた事業計画を作成すること。

(2) 地域の賑わい創出の取り組み

ア ナイトタイムを中心に、地域の賑わいを創出する企画・仕組み等を造成すること。

イ コンテンツ造成、イベント開催、ナイトツアー等を行ってもよい。

ウ 取り組みにあたっては、既存店舗、地域団体、住民、まちづくりや観光の専門家などと連携するとともに、地域住民の日常生活に配慮すること。

エ 事業終了後も地域の自立した取り組みで、賑わいが持続できるような仕組みや体制づくりを検討すること。

(3) 受け入れ態勢の構築

ア 本事業について、地域住民との情報共有を行い、理解が得られるよう努めること。

イ 来訪者が安心・気軽に利用できるよう、店舗情報の発信・表示等を行うこと。

ウ 地域事業者等が、自らの商品・サービス及び店舗の魅力を紹介できる機会、来訪者と交流できる機会等について、検討すること。

エ 防犯・防災及びマナーの啓発に取り組むこと。

オ 多言語対応やキャッシュレス決済の導入促進など、インバウンドも含めた受入環境の課題分析を行うこと。

カ 夜間から深夜帯における来訪者の移動手段の確保について、地域の交通事業者との連携体制構築や情報提供に取り組むこと。

(4) 情報発信・プロモーション

ア 地域の認知度の向上、誘客及び回遊促進を図るため、市民並びに観光客への効果的な広報及びプロモーションを行うこと。

イ 主要観光スポットや宿泊施設等と連携した情報発信を行うこと。

ウ 著作権や肖像権などについては、事前に関係者と調整し、了解を得ておくこと。

エ 情報発信・プロモーションについて、時期等を業務行程表に明示し、委託者と協議すること。

(5) その他

事業実施後の課題・持続可能性の検証・事業者等の意見聴取・来訪者のアンケート等、P D C Aサイクルによる恒常的改善に資する報告書を作成し、提出すること。

9 成果品の納品

本業務による成果物として、下記のとおり納品すること。

名称	形式	数量
業務完了報告書	紙及び電子ファイル	1式

なお、同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を

添付するほか、本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

10 著作権及び利用権の取り扱い

- (1) 本事業の履行に伴い発生する成果物（コンテンツ・デザイン等）の著作権は委託者に帰属する。
- (2) 委託者は、制作物を自らの裁量により改変、複製、譲渡及び第三者への提供・利用許諾を行うことができる。
- (3) 受託者は、委託者及び委託者が許諾した第三者による制作物の利用に関し、追加の許諾や使用料の請求を行わないことを同意する。
- (4) 著作権以外の権利（商標権、パブリシティ権など）が関わる場合は、個別に協議し取り扱いを定めるものとする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合も含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等の関係法令のほか、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際して知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に疑義が生じた場合については、別途委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。